

令和 7 年度公益財団法人国際湖沼環境委員会事業報告

公益財団法人国際湖沼環境委員会(ILEC)は、2022 年 3 月に開催された第 5 回国連環境総会(UNEA5)において「持続可能な湖沼管理」(Sustainable Lake Management: SLM) 決議が採択され、また、2024 年 12 月に開催された第 79 回国連総会において「世界湖沼の日」(World Lake Day: WLD) の制定決議が採択されたことを受け、国際社会における SLM 実現に向けた統合的取組の更なる進展に向け、令和 7 年度においては統合的静水・流水流域管理 (ILLBM) の更なる深化や先進事例の分析などを通じ、科学的知見の集約を図り、国際社会への貢献を進めるとともに、7 月に第 20 回世界湖沼会議 (WLC20)、これらに向けた国際コロキウム、国際ウェビナーの開催を軸とした次の事業に取り組んだ。

今後 5 年間の活動展開を視野に定めた「ILEC 中期計画 (2025-2030)」に基づき、「科学的知見の深化と集約」では、科学委員会活動において ILLBM の概念的深化に向けた議論や湖沼管理ガイドラインブックの改定のほか、マレーシアの政府機関等と連携した湖沼環境保全活動を進めた。

また、「持続可能な湖沼管理の国際社会への働きかけと普及啓発の更なる推進」では、WLC20 において、WLD を契機とした世界規模での SLM の実現に向けた宣言書を採択するとともに、この取組に繋げる国際ウェビナーや国際コロキウムを開催した。

「人材育成・能力向上」においては、国際協力機構 (JICA) との連携により新たな研修プログラムの立案に向けた現地調査のほか、人材育成教材の改訂や滋賀県、滋賀大学との協働によるニカラグア・マナグア湖を対象とした環境教育事業、環境省の委託を受けてインドネシア湖沼水質改善技術協力事業を実施、さらには、滋賀県からの委託により WLD 次世代育成事業を実施し、若者世代が国際的な湖沼課題の議論に関わる機会を創出する取組を行った。

なお、内閣府により認定されている公益目的事業区分に従う事業実施状況は以下のとおりである。

公益目的事業

I. 世界の湖沼保全のための基盤事業

1. 科学委員会活動運営事業

ILEC 科学委員会の第 15 期体制を始動し、WLC20 にて積極的な貢献を行うとともに、その機会に科学委員会総会を開催し、ILEC 中期計画に基づく今後の活動方針や委員会体制について意見交換を行った。湖沼管理ガイドラインブックの改定に関しては、科学委員主導で SIL (国際理論応用陸水学会) と共同でのオープンアクセスの出版に向け準備を進めた。

また、役員の選定および新制度であるフェローの選任を行い科学委員会体制の強化を図った。

2. 世界湖沼会議企画協力事業

(1) 第 20 回世界湖沼会議 (WLC20) の開催

7 月 21 日から 25 日の 5 日間にわたり、オーストラリア・ブリスベンにて WLD 制定後初となる

世界湖沼会議（WLC20）をグリフィス大学との共催により「湖沼の声：統合的流域管理をめざして」をテーマに開催し、27 か国、322 人の参加を得た。

会期初日には、「変化する世界の湖沼・河川・コミュニティの国際対話」をテーマに国際コロキアムを開催し、世界および地域的な視点から水資源ガバナンスの課題が議論された。これには、日本政府、滋賀県、JICA、現地グリフィス大学および ILEC 科学委員など現地約 100 人、オンライン 11 か国 24 人の参加があった。

そのほか、日本、オーストラリア、メキシコ、マレーシアなどから現地約 60 人、オンライン 12 か国 49 人の参加によるユースセッションを開催し、若者達の湖沼保全活動やアイデア、WLD に向けた誓いの発表などを世界に向けて発信した。また、滋賀県の委託を受け実施した「WLD 次世代育成事業」では、このユースセッションへの同県高校生の参加支援を行ったほか、11 月に国内外のユース、オンラインを含む 5 か国、27 人の参加による国際ワークショップを開催し、WLD を契機とした湖沼環境保全の行動「ユース提言」を取りまとめた。

(2) 第 21 回世界湖沼会議（WLC21）の開催支援

WLC21 の最終候補地現地ホストと WLC20 において対面協議を行い、閉会式にて次回タンザニア・ダルエスサラームでの開催を発表した。併せて、科学委員を交えたオンライン会議等で開催に向けた協議を進めた。なお、その後の現地ホストとの協議において開催都市はムワンザに変更となった。

3. 世界湖沼データベース・知識ベース整備事業

ILEC の知的財産である世界湖沼データベース、知識ベースシステム LAKES および国際越境水域評価プログラム（TWAP）ポータルサイトにつき、公開データの保守管理を行った。

4. 湖沼保全活動広報啓発事業

ホームページを中心に、メールマガジン、Facebook、Linkedin、Instagram により湖沼環境保全活動に関する情報提供および広報活動を行った。

○ウェブサイトー日本語・英語

（年間訪問者数 約 32,000 人、年間ページプレビュー数 約 61,000）

○メールマガジンー日本語・英語（年度末配信登録件数 1,604 件 延べ年間配信数 29 回）

○Facebookー日本語・英語（延べ年間投稿数 69 件 ファン数 1,959 人）

○LinkedIn （年間投稿数 34 件 ファン数 218 人）

○Instagram （年間投稿数 15 件 ファン数 74 人）

また、ニュースレター日・英の WLC20 の特集号（Web 版：9 月）および第 73 号（3 月）を発行した。

さらに、WLD の広報活動として、8 月に大阪関西万博の関西パビリオン、9 月にフューチャーライフヴィレッジ等において、WLD の啓発を目的とした出展事業を行ったほか、11 月には琵琶湖博物館が開催した「びわ博フェス」および 2 月には滋賀県主催の WLD 記念フォーラムにて WLD 関連のブース出展を行った。

II. 湖沼流域管理等研修事業

1. 統合的流域管理研修事業

(1) 地域別フォローアップ・ハイブリッド型研修案件の形成

JICA 課題別研修「水資源の持続可能な利用と保全のための統合的湖沼・河川・沿岸流域管理」コースの後継プログラムとして、ILLBM の基本的概念に基づく新規研修プログラムの案件形成に向け、JICA と協議を進めた。

また、1 月にビクトリア湖のマラ川流域を対象に、ケニアおよびタンザニアにおいて「統合的湖沼流域管理（ILBM）の主流化に係る情報収集・確認調査」を JICA との協働により実施した。

(2) ILBM 教材の改訂

ホームページ上で公開している Training Material サイトについて、モジュールのナビゲーション動画の制作に取り組み、ILLBM の概念を取り込みながら、全体の内容充実を目的とした改訂作業を進めた。

(3) JICA Alumni 会合の開催等

2024 年度 JICA 課題別研修の履修生の活動報告会を 3 月にオンラインにて実施した。

研修履修生：3 名

参加国：エルサルバドル(1 名)、スリランカ(1 名)、バングラデシュ(1 名)

また、これまで実施してきた JICA 課題別研修の記録を新規研修プログラム案件の形成に繋げるべく、研修履修生や研修講師の協力を得て記念誌を作成した。

2. 環境教育等研修事業

(1) 企業・学校教育機関・地方自治体等と連携した環境教育事業

10 月に近畿労働金庫および認定 NPO 法人びわこ豊穡の郷と共に「第 6 回びわ湖まるっと親子セミナー」を開催したほか、3 月に JICA 関西が開催する地域理解プログラムへの協力を行った。

(2) JICA 草の根技術協力事業

ニカラグア・マナグア湖を対象に、現地での持続可能で質の高い環境教育と多様な主体の連携による環境保全活動の実施を目標とした JICA 草の根技術協力事業を、滋賀県および滋賀大学との協働により進めている。

2025 年度は、9 月に現地マナグア市での水環境学習や環境保全活動推進状況の事前調査を JICA と協働で実施した。

3. インドネシア湖沼水質改善技術協力事業

環境省から委託を受け、インドネシアにおける湖沼水質改善のための技術協力業務を実施した。

7 年目を迎えた 2025 年度は、インドネシア政府における新たな湖沼に関する政策および湖沼センター整備への反映と湖沼管理者の知識の向上を目的に、1 月にインドネシア中央政府 3 名を招聘し、日本の湖沼環境専門機関の事例や湖沼管理・生態系評価に関する訪日研修を実施した。

(オンラインによるインドネシア側の講義視聴者は延べ約 100 人)

III 国際機関との共同連携による統合的湖沼流域管理推進事業

1. UNEP 共同協力事業

(1) 協力協定に基づく国際的取組

6 月には「気候変動が湖沼およびその流域に与える影響：琵琶湖・淀川流域、そして世界の視点からの評価と観察」をテーマに、UNEP や JICA 等の協力のもと、国内外の専門家が将来の流域ガバナンスを議論する国際ウェビナーを 25 か国、約 100 名の参加を得て開催し、WLC20 や国際コロキアムの議論に繋げた。

また、1 月のケニア渡航を機会に UNEP 本部を訪問し、2026 年度の協力協定（MOU）の円滑な更新に向けた調整を開始した。

(2) 統合的静水・流水流域管理（ILLBM）概念に基づく SLM／WLD 推進プロジェクト

ILLBM の基本的概念を深化させるため、琵琶湖・淀川・大阪湾やフィリピン・ラグナ湖およびその流出入河川、インドのチリカ湖といった事例について回顧的な分析を行い、その結果を他大陸の事例へ応用することを視野に整理を進めた。

2. ILBM 国際連携推進・普及啓発事業

制定後初となる WLD（8 月 27 日）に滋賀県が開催した「MLGs みんなの BIWAKO 会議／COP4」に参加し、ブース出展などにより PR 活動を行った。加えて、10 月にインドネシア政府が開催した WLD 記念式典に政府から招待を受け登壇した。

また、アジア湖沼国における「住民の生態系サービス共有価値評価（PESSVA）」手法の普及と本手法と ILBM を融合した ILBM-PESSVA 手法の開発について、地球環境基金の助成金を得て 3 年間の事業を実施する。1 年目の 2025 年度は、2 月にマレーシアにおいて住民や自治体、専門家、大学生等が参加するワークショップを実施し、クラン川流域における調査の可能性や過去 3 年間の調査結果などから PESSVA の環境保全への貢献について議論を行った。

法人会計

1. 公益財団法人運營業務

公益財団法人に関する法令等を遵守し、適正な財団運営に努めるとともに、財務基盤の改善に向け光熱水費をはじめとする固定費等削減や寄付金獲得による活動等に必要な財源の充実、さらに、今後の公益目的事業の円滑な推進を図るため、外部資金の獲得に努めた。

2. 琵琶湖博物館別館（旧 UNEP センター）施設管理運營業務

滋賀県から委託を受け、琵琶湖博物館別館（旧国連環境計画国際環境技術センター）の敷地（面積 12,719 m²）と建物（延面積 3,018 m²）の適切な維持管理を行った。

会議開催状況

1. 理事会・評議員会

令和7年度における理事会・評議員会の開催日程と審議事項は次のとおり。

(1) 理事会

① 第49回理事会（定時理事会）（令和7年5月20日）

- 第1号議案 ILEC 中期計画（2025-2030）について
- 第2号議案 令和6年度事業報告および収支決算について
- 第3号議案 第15期科学委員の承認について
- 第4号議案 第35回評議員会の招集について
- 報告事項1 内閣府への定期提出書類の提出について（令和6年度）
- 報告事項2 第20回世界湖沼会議について
- 報告事項3 第21回世界湖沼会議開催の最終候補地について
- 報告事項4 第4期評議員、監事、第7期理事の候補者名簿について
- 報告事項5 令和7年度の寄附金の受入について（関西みらい銀行、近畿労働金庫）
- 報告事項6 理事長および副理事長の職務の執行状況について

② 第50回理事会（決議の省略）（令和7年6月9日）

理事長、副理事長および専務理事の選定に係る提案

- 提案事項1 理事 竹本和彦 を理事長（代表理事）に選定する
- 提案事項2 理事 高橋康夫 を副理事長（業務執行理事）に選定する
- 提案事項3 理事 島田幸司 を専務理事（業務執行理事）に選定する

③ 第51回理事会（定時理事会）（令和8年3月4日）

- 第1号議案 令和7年度収支予算の補正について
- 第2号議案 令和8年度事業計画および収支予算について
- 第3号議案 役員等の報酬等及び費用の支給に関する規則の一部改正について
- 第4号議案 科学委員会フェローの承認について
- 第5号議案 第36回評議員会の招集について
- 報告事項1 令和7年度事業実施状況について
- 報告事項2 科学委員会役員について
- 報告事項3 理事長、副理事長および専務理事の職務の執行状況について

④ 第52回理事会（決議の省略）（令和8年3月31日）

評議員会招集に係る提案

- 決議の方法 定款第29条の規定に基づく評議員会の決議の省略
- 議案内容 評議員および理事の選任について

(2) 評議員会

① 第35回評議員会（定時評議員会）（令和7年6月9日）

- 第1号議案 令和6年度事業報告および収支決算について
- 第2号議案 第4期評議員、監事、第7期理事の選任について
- 第3号議案 第15期科学委員の承認について

- 報告事項 1 ILEC 中期計画（2025-2030）について
- 報告事項 2 内閣府への定期提出書類の提出について（令和 6 年度）
- 報告事項 3 第 20 回世界湖沼会議について
- 報告事項 4 第 21 回世界湖沼会議開催の最終候補地について
- 報告事項 5 令和 7 年度の寄附金の受入について（関西みらい銀行、近畿労働金庫）

② 第 36 回評議員会（臨時評議員会）（令和 8 年 3 月 16 日）

- 第 1 号議案 役員等の報酬等及び費用の支給に関する規則の一部改正について
- 第 2 号議案 科学委員会フェローの承認について

- 報告事項 1 令和 7 年度事業実施状況および収支予算の補正について
- 報告事項 2 令和 8 年度事業計画および収支予算について
- 報告事項 3 科学委員会役員について

2. 監事監査

令和 7 年度における監事監査の開催日程と監査事項は次のとおり。

① 令和 6 年度監事監査（令和 7 年 5 月 1 日）

監査項目 令和 6 年度事業報告および決算書類

運営体制の充実を図るための取組

新期役員体制において、今期より業務執行理事を 2 名体制とし、環境分野の深い知見を有する元環境省幹部職員および経済学部教授を選定したほか、新たに琵琶湖環境科学研究センター センター長を役員に迎えるなど、運営体制の一層の強化を図った。